

「栃木市新型コロナウイルス感染拡大防止協力補助金」実施要領

I 協力補助金の概要

■趣旨

新型コロナウイルスによる感染が全国的に拡大する中、栃木県では、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、感染拡大防止のため、県の要請・協力依頼に応じて休業にご協力をいただいた事業者に対して、栃木県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（以下「県協力金」という）を支給することになりました。

栃木市においても、感染拡大防止のため全面的にご協力いただいた市内で営業する事業者について、市独自の栃木市新型コロナウイルス感染拡大防止協力補助金（以下「市協力補助金」という）を交付し支援いたします。

■市協力補助金の額及び補助対象者

○1補助対象者につき10万円

- ・令和2年4月21日（火）から5月6日（水）まで休業に協力した市内で営業活動する事業者。

ただし、ホテル又は旅館で、行楽を主目的とする宿泊の事業を営む事業者については、4月28日（火）から5月6日（水）まで休業に協力した市内で営業活動する事業者。

○1補助対象者につき12万5千円

- ・令和2年4月21日（火）から5月10日（日）まで休業に協力した市内で営業活動する事業者。

ただし、ホテル又は旅館で、行楽を主目的とする宿泊の事業を営む事業者については、4月28日（火）から5月10日（日）まで休業に協力した市内で営業活動する事業者。

II 申請要件

市協力補助金の申請要件は、次の全ての要件を満たす事業者とする。

- 1 県協力金の支給を受けた事業者であること。
- 2 県協力金の対象となる施設（事業所や店舗など）を市内に有し、4月21日（火）から5月6日（水）又は4月21日（火）から5月10日（日）までの全期間、県の要請・協力依頼に応じて市内施設を休業した、市内で営業活動する事業者。

ただし、ホテル又は旅館で、行楽を主目的とする宿泊に係る事業を営む事業者については、4月28日（火）から5月6日（水）又は4月28日（火）から5月10日（日）までの全期間とする。

- 3 栃木市暴力団排除条例(平成 23 年栃木市条例第 62 号)に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等でない者
- 4 前号に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等が事業の経営に事実上参画していない者

Ⅲ 本協力補助金に関する問合せ先及び申請手続き

1 問合せ先

市協力補助金の申請等に関する疑問や不安に対応するため、商工振興課に相談窓口を設けております。

★電話 0282-21-2371

★受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（土、日、祝日を除く）

2 申請手続き（必要な書類等）

- (1) 栃木市新型コロナウイルス感染拡大防止協力補助金交付申請書
【様式：word】【記載例：PDF】
- (2) 栃木市内に施設（事業所や店舗など）を有し、事業活動を営んでいることを証明する書類
 - ・事業所の名称が記載されている地図など
 - ・事業所の写真【外景1枚（店舗や社名入り）、内景1枚】
- (3) 栃木県が交付した新型コロナウイルス感染防止協力金支給決定通知書の写し
- (4) 休業の状況が分かる書類（※5月10日(日)まで休業した事業者のみ提出）
 - ・HP・SNS・店頭ポスターの写し、店頭に貼紙等で休業を告知している状況写真など、いずれか1つを提出
- (5) 補助金交付請求書【様式：word】【記載例：PDF】

なお、(1) (5) の書類様式については、産業振興部商工振興課及び各総合支所産業振興課、栃木商工会議所、各商工会の窓口においても入手することができます。

Ⅳ 申請書の提出

申請受付期間は、5月18日(月)～8月31日(月)までの期間です。

申請書の提出は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、「①郵送」、「②市役所に直接お持ちいただき専用ボックスに投函する」2つの方法で対応いたしますので、どちらかにより提出していただきますようお願いいたします。

なお、対面での受付・説明はいたしかねますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

①郵送の場合

申請書類を次の宛先に郵送することで提出できます。

8月31日（月）の消印有効です。なお、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

★宛先★

〒328-8686 栃木市万町9-25 本庁舎4階

栃木市産業振興部商工振興課 感染拡大防止協力補助金 申請受付

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

②市役所に直接お持ちいただく場合

申請書類一式を封筒にまとめ、**市役所本庁舎4階の商工振興課又は各総合支所産業振興課の窓口に設置した専用ボックスに投函**することで提出できます。封筒に、「栃木市新型コロナウイルス感染拡大防止協力補助金交付申請書類在中」と明記して、裏面には申請人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

◆開庁時間は8時30分から17時15分まで（土、日、祝日を除く）です。

◆8月31日（月）の17時15分までに投函してください。

V 申請から支給までの流れ（申請から支給までに要する期間 約1か月間程度）

▲ステップ1, 2は県の手続きです▲

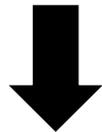
▲ステップ1

栃木県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金⇒県に申請
※詳細については、県HPをご確認願います。



▲ステップ2

書類審査のうえ、県からの協力金支給が決定



★ステップ3から市の手続きです★

★ステップ3

本要領Ⅱの申請要件を確認し、該当であれば要領Ⅲの2の書類準備



★ステップ4

本要領Ⅲの2の(1)～(5)を全て揃え市役所に申請
申請書の提出方法は、次のとおり(Ⅳを参照)
①郵便 ②市役所の専用ボックスに投函



★ステップ5

受付後書類審査のうえ、市協力補助金の交付可否を決定



★ステップ6

交付決定通知

不交付決定通知



★ステップ7

申請者に市協力補助金を支給

◎申請書類チェックシート

番号1から5までの申請書類を全て確認のうえ、お間違いがないよう提出をお願いいたします。

番号	申請書類一覧	チェック
1	補助金交付申請書（記載例確認）	
	申請日が記載されているか	<input type="checkbox"/> OK
	申請者の、①住所又は所在地、②氏名又は名称及び代表者氏名、③電話番号が記載されているか	<input type="checkbox"/> OK
	申請者の印鑑が押印されているか	<input type="checkbox"/> OK
	休業した事業所の所在地が記載されているか	<input type="checkbox"/> OK
	休業期間が記載されているか	<input type="checkbox"/> OK
	補助金申請額が記載されているか	<input type="checkbox"/> OK
2	栃木市内に事業所を有し、事業活動を営んでいることの証明	
	1 事業所の名称が記載されている地図など、市内に事業所を有することがわかる資料1つを用意	<input type="checkbox"/> OK
	2 事業所の写真2枚【外景1枚（店舗や社名入り）、内景1枚】	<input type="checkbox"/> OK
3	栃木県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金の支給決定通知 県協力金の支給に関する決定通知の写し1枚を用意	<input type="checkbox"/> OK
4	休業の状況が分かる書類 5月10日(日)まで休業した事業者のみ必要 HP・SNS・店頭ポスターの写し、店頭貼紙等で休業を告知している状況写真など、いずれか1つを用意	<input type="checkbox"/> OK
5	補助金交付請求書（記載例確認）	
	請求者（申請者）の住所氏名等が記載されているか	<input type="checkbox"/> OK
	請求者（申請者）の印鑑が押印されているか	<input type="checkbox"/> OK
	振込先の金融機関名、口座番号、名義が記載されているか	<input type="checkbox"/> OK